

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（583））
2. 日時：平成30年1月11日 13時30分～16時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階南側会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

伊藤安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、安田安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、森技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他4名

5. 要旨

- （1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第39条 耐震設計方針」「第40条 耐津波設計方針」及び「第43条 共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針について>

- 敷地に遡上する津波による、防潮堤内標高 T.P. +8m の敷地における入力津波の設定について考え方を整理して提示すること。
- 浸水防護重点化範囲を決めるに当たり、漏水の可能性を有する建屋及び区画を示すとともに、逆止弁のみを評価対象とした考え方を整理して提示すること。
- 原子炉建屋の水密扉に対する漂流物衝突評価の対象とする漂流物の考え方について整理して提示すること。
- 防潮堤及び防潮扉への津波ガイドの準用について、防潮堤等が弾性状態を維持した上で防潮堤内に津波の流入が生じる状況を踏まえ、外郭防護としての位置づけを整理して提示すること。
- 引き波時の常用系ポンプの停止に係る手順の整備について、大津波警報発表時以外に水位低警報等の対応に係る考え方も提示すること。

- （2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし